

令和5年度 一般会計歳出 第3款2項1目 12節(4)企画調査その他委託費

受付 番号	種目番号	連絡先	担当 子ども家庭支援課子ども家庭係 担当者名 山口 電話 978-2459
----------	------	-----	---

## 設 計 書

- 1 事業名 青葉区子ども家庭支援課見守り保育実施委託
- 2 履行場所 青葉区市ケ尾町31番地4
- 3 履行期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
- 4 契約区分 確定契約
- 5 その他特記事項
- 6 現場説明 不要
- 7 事業概要 青葉区役所2階 窓口脇スペースにおいて次の事業を行う。  
  
見守り保育事業
- 8 部分払 する(12回)  
しない

部分払の基準					
業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
青葉区子ども家庭支援課見守り保育実施委託	4月	1	月		
	5月	1	月		
	6月	1	月		
	7月	1	月		
	8月	1	月		
	9月	1	月		
	10月	1	月		
	11月	1	月		
	12月	1	月		
	1月	1	月		
	2月	1	月		
	3月	1	月		

## 設計金額

内訳 事業価格

消費税相当額

## 経費内訳書

費目・工種 種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
人件費	月	12			交通費含む
運営管理費	月	12			保育協力者の調達業務等を含む
賠償責任保険料	月	1式			賠償責任保険料 労災保険料
合計				0	
消費税相当額					
経費合計				0	

## 仕様書

### 1 委託名

青葉区こども家庭支援課見守り保育実施委託

### 2 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までとする

### 3 履行場所

青葉区役所庁舎内 2階37番窓口脇スペース（以下「実施スペース」とする）

### 4 委託業務内容

実施スペースにおける区役所利用者のための見守り保育

なお、実施にあたっては、青葉区こども家庭支援課見守り保育実施要綱に基づいて行うこととし、関係法令を遵守すること

### 5 従事時間

実施スペースにおける見守り保育に従事する者が従事する日時は、以下のとおりとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、こども家庭支援課の指定する日の午前10時から午後3時までとし、従事日数は、原則週3回・年間合計156日とする

### 6 業務内容の詳細

#### (1) 実施スペースにおける区役所利用者のための見守り保育

##### ア 実施スペースでの見守り保育業務

##### (ア) 従事者の配置人数

原則1名以上の配置とする

##### (イ) 利用対象児

区役所利用者が同伴する未就学児を利用対象とする

原則として、保護者は、児童の目の届く範囲で手続き等を行うものとする

##### (ウ) 遊具等の備品管理

実施スペース等の遊具等の備品は、感染予防対策として消毒を徹底するなど特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、修繕・廃棄の必要が

ある場合はこども家庭支援課に報告すること

#### イ 情報提供

(7) 保護者から子育て情報等の問い合わせを受けた場合には、地域資源等を適切に案内すること

(4) その他手続きに関する事、又は不明な点についてはこども家庭支援課へつなぐこと

#### ウ 区との連携

見守り保育を実施していく上で、児童の状況や親子関係で気づいた点があればこども家庭支援課に報告し、保健師等と連携して対応すること

#### (2) 保険への加入

実施スペース運営事業の実施上の瑕疵により、利用者その他第三者も損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。このため、必要な範囲で損害賠償等の保険に加入すること

### 7 実績報告

受託者は、実施日・利用児童数・利用時間帯を記録した実績報告書をひと月毎に作成し、翌月の20日（区役所閉庁の場合は、翌開庁日）までにこども家庭支援課に提出すること

### 8 経費の返還

受託者は、委託契約約款第17条第1項及び第2項の規定により契約の履行を一時中止した場合には、執行することのなかった経費を返還すること

### 9 個人情報の保護

(1) 受託者及び業務従事者は、本業務の実施により知り得た秘密及び委託者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない

(2) 前項の規定は、本業務の終了後においても同様とする

(3) 受託者は業務従事者に対して個人情報保護の研修を実施し、従事者の一覧と研修報告書をこども家庭支援課に提出すること

### 10 その他

受託者は、本事業の遂行にあたり、この仕様に定める事項のほか必要に応じて、別途区と協議することとする